

## 令和4年度 景観施策について

## 1 基本方針

景観計画で定める「景観づくりの取り組み3本柱」に基づき、条例の運用や緑のまちづくり事業等を継続して実施するとともに、さらなる情報発信や関係者との連携に関する取り組みを展開していきます。

## 2 具体的な取り組み

## (1) 景観づくりの約束事を定めて守る

## ①条例の適正な運用

建築物や広告物の形態などのコントロールを図るため、景観計画に定める景観づくりの基本基準に沿って、景観条例及び屋外広告物の適正な運用を行います。

## ②広報の実施

市民の景観計画に関する認知度を向上させるため、前年度まで実施してきた広報誌やTwitterへの掲載による情報発信を継続して実施します。また、市HPでの情報発信強化やラジオ、パブリシティ等の新たな手段による広報の展開を検討します。

## ③(新)条例の改正

近年、適切な維持管理がされていないことが原因と思われる屋外広告物の事故が発生していることから、条例の指針として国が定める「屋外広告物条例ガイドライン」が改正となり、安全点検に関する義務が明記されました。これを踏まえ本市においても、屋外広告物の安全性の確保を徹底するため、定期点検を義務付ける条例改正を行う予定です。また、この改正にあわせて、屋外広告物条例及び景観条例等について、字句の整理を行うための改正も行います。

## (2) 景観づくりの活動の推進と継続

## ①景観住民協定に対する支援の実施

景観住民協定の組織の継続を支援するため、住民協定連絡会の運営（総会や視察研修）や活動への補助金交付事業を継続して実施します。

## ②安曇野環境フェアへの出展

景観への関心を高めるため、安曇野環境フェアにおいて、景観づくりに関する取り組み（景観計画や緑のまちづくり事業）の情報発信を行います。

## ③(新)景観条例に基づく制度活用の促進

景観住民協定を支援するため、景観条例及び景観づくり推進地区<sup>\*</sup>等の制度の活用について、情報発信します。

※ 景観づくり推進地区とは、きめ細かな景観づくりを推進する必要があると認める区域について、景観計画の基準とは別に、当該エリアの景観形成に関する方針と行為制限を定める景観条例に基づく制度。

### (3) よりよい景観に導くしくみと体制の構築

#### ①緑のまちづくり事業（記念樹配布・生垣設置補助）の実施

住宅地の緑化を推進するため、記念樹配布事業（子供誕生と住宅取得が対象）及び生垣設置補助事業（設置費用の1/2、上限5万円）を継続して実施します。

事業広報については、市広報への掲載や対象者への個別案内を行うとともに、その方法としてナッジ（行動科学の理論に基づくアプローチ）を活用し、申請率の向上に努めます。

#### ②(新)緑化に関する情報発信

緑のまちづくり事業の推進及び緑化意識の高揚を図るため、記念樹取扱店や市民の方から記念樹植栽の利点を聞き取りし、みどりの魅力を発信します。

#### ③(新)公共事業における景観づくりの推進

景観条例において、公共施設等の整備に当たっては、景観づくりに先導的な役割を果たすように努めなければならないと定めていることから、市組織内部に対して、市公共事業における景観に対する意識の啓発を図るとともに、景観に関連するガイドライン等の周知を行います（例：国土交通省で策定した「道路デザイン指針（案）」、「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」や長野県で策定した「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」等）。

## 3 その他

自治体におけるDX(デジタル・トランスフォーメーション)推進の状況を踏まえて、景観施策においても、次の事項に取り組みます。

- 届出や申請手続きのオンライン化の検討
- 審議会のオンライン出席の実施

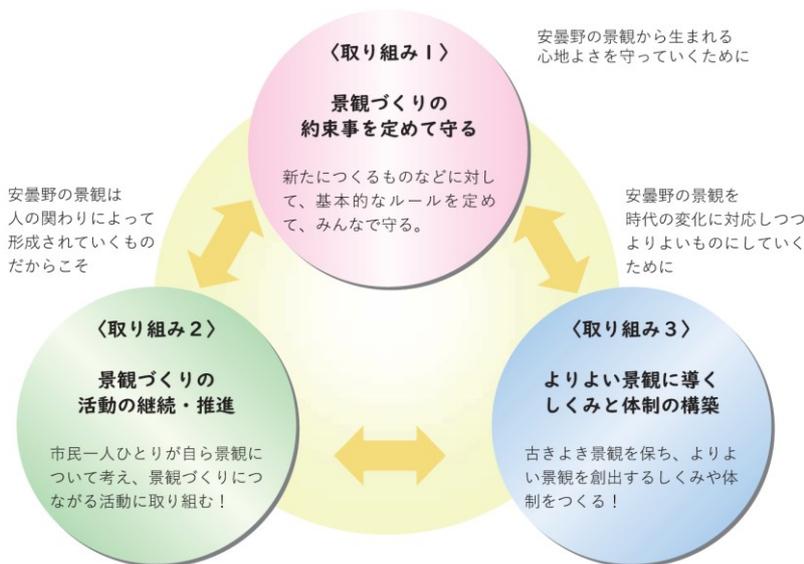


図 景観づくりの推進方策